



佐賀県公報

平成15年
12月17日
(水曜日)
第 12395号

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	区 域	
	変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
一般国道 四四四号	佐賀郡川副町大字早津江字三本杉六 四〇番一二地先から 佐賀郡川副町大字早津江字五本松六 四二番地先まで	後	一七・六 一一・三
(農村計画課)一 (まちづくり推進課)二	佐賀郡川副町大字早津江字三本杉六 四〇番一二地先から 佐賀郡川副町大字早津江字五本松六 四二番地先まで	前	一一・八 一一・三
(人事課)二 (人事課)六	佐賀郡川副町大字早津江字四本松一 八二番一地先から 佐賀郡川副町大字鹿江字平次郎一〇 ○四番一地先まで	後	四三・五 一一・五
大牟田川副線	前	一一・五	一一六二八・八

田 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更
- 土地改良区役員の就退任届
- 開発行為に関する工事の完了
- " "

公 告

(六一六・道 路 課)一

(農 村 計 画 課)一
(まちづくり推進課)二

県道
大牟田川副線

- 佐賀県職員勤務評定規程の一部改正
- 勤務評定実施要領の変更
- 平成十五年十二月一日付け佐賀県公報号外第一号中訂正 (人事委員会事務局) 八

- 正誤報
- 佐賀県告示第六百十六号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とのおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十五年十二月十七日から平成十六年一月十
六日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和二十四年法律第195号)第18条第16項の規定により、上場土地
改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。
平成15年12月17日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就 退 任 年 月 日
理 事	柴田 安司	東松浦郡呼子町大字小友1045番地	平成15年6月16日退任
"	中山 丈一	" 鎮西町大字高野631番地	平成15年10月1日就任

平成15年12月17日(水)

●佐賀県訓令甲第十一號

同表の右以外の本庁各課の項中「政策調整監」を削り、同表の
 唐津　武雄　県税事務所

鳥栖

唐津

副室長	室長	主管部(局)副長	主管部(局)副長
専門係長	室長	課長	課長
企画調整主査			

」に改め、

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
- 平成15年12月17日
- 佐賀県知事 古川康
- 1 開発区域に含まれる地域の名称
佐賀郡諸富町大字大堂字村内屋敷田417番1及び字大堂445番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀郡諸富町大字大堂417番地
渡辺一巳

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成15年12月17日

佐賀県知事 古川康

第四条第一号中「水産林務局副局長」の下に「総括政策監」を加える。
第十条第三項及び第四項を削る。

別表第一の広報広聴課県政情報室福祉課医療保険室長寿社会課障害福祉室児童青少年課少子政策室環境課原子力安全対策室労働課雇用対策室森林整備課全国育樹祭室監理課公共用地室河川砂防課ダム対策室の項中「広報広聴課県政情報室」を「企画調整課県政情報室」に改め、「森林整備課全国育樹祭室」を削る。

佐賀県職員勤務評定規程

平成15年12月17日

(昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次の

本府
出先機関
地方労働委員会事務局

佐賀県職員勤務評定規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次の

神埼
鳥栖
武雄
鹿島

土木事務所西部地区ダム建設事務所の項中「西部地区ダム建設事務所」

を「西部地区ダム事務所」に改め、同表の水産振興センターの項中「水産振興センター」を「玄海水産振興センター」に改め、同項の次に次のように加える。

別表第一を次のように改める。

有明水産振興センター					所長
課又は室に属する職員	専門研究員	庶務課長	副所長	局長	水産林務局副
室課長	専門員	副所長	副所長	長	水産林務局長

別表第二（第十一条関係）

勤務評定表（年度）

職群	□定期 □特別	勤務評定表（年度）	
所属部署（機関）係・班名	評定者 職・氏名印	第一次調整者印	第二次調整者印
評価項目	○県民の立場での業務遂行	○業務見直し	○新たな物事への挑戦
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に県民の目線を意識して業務を行ったか ・ 県民ニーズの把握に努め、それに応えたか ・ 県民への説明責任を果たしたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の簡素化・効率化を意識して、業務改善に取り組んだか ・ 目的意識・問題意識を持つて業務を行ったか ・ 前例や固定概念にとらわれず業務を見直したか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に広く情報を収集し、自らの業務に役立てたか ・ 新しいことに積極的に挑戦したか ・ 困難な課題にも臆することなく取り組んだか
職名 氏名			
1			
2			
3			
4			
5			

※勤務実績について、できるだけ具体的に記述すること。

年度 勤務評定表
年月日(5月)

(うら)

氏名	評定要素												評定記号の意義	現在の職務に 対する適性	勤務態度	人物評語 (特別評定の場合は 「優・良・可」)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
1	◎	◎	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	A 特に優れている	B 優れている	C 普通	D やや劣る	E 劣る
2																	
3																	
4																	
5																	
評定員	第一次 調整	□加減	□加減	平均点												
	第二次 調整	□その他の 一括した枚数															

- 平均点の欄中、上段は調整後の評定単位、組織の平均点を、下段は、調整を行った組織を通じて算出した平均点を記入する。
- 加減方式による調整は、評定点又は第一次調整点の上下各5点を超えない範囲内において調整しなければならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成十五年度の定期評定から適用する。

勤務評定実施要領を次のように変更する。

平成十五年十二月十七日

佐賀県知事 古川康

「第六の4条件付採用期間の職員の評定」を、次のとおりとする。

条件付採用期間中の職員に係る特別評定の場合にあつては、前記までの要領によるほか、評定者及び調整者は、評定表の「特記事項」の欄に、総合評定及び調整の結果に基づき、次の区分により記載する。

- | | |
|----|--------------|
| 優 | (正式任用してよい。) |
| 良 | (正式任用してもよい。) |
| 不可 | (正式任用できない。) |

「第七勤務評定結果の報告」を、次のとおりとする。

最終調整者は、勤務評定表に勤務評定結果報告書（別表様式）を付し、人事課長を経て評定審査者に提出するものとする。

「別表様式」を、次のとおりとする。

別表様式（第7関係）

勤務評定結果報告書

年度 定期評定 特別評定

評定者職氏名

○ 正誤

平成十五年十二月一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

12	頁
右から上段十一行目	箇所
同日	誤
(同日)	正

申購
込先
料
一か年三、八〇円(送料共)
佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日